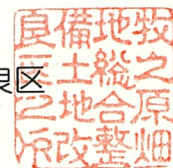


個人情報の保護に関する事項について

牧之原畑地総合整備土地改良区個人情報保護に関して、保有個人データに関する事項を公表する。

令和4年4月6日

牧之原畑地総合整備土地改良区



記

- 1 本土地改良区の名称  
牧之原畑地総合整備土地改良区
- 2 利用目的  
本土地改良区が保有する個人情報は、本土地改良区定款第4条に規定する事業を円滑に実施するために利用します。また、労働者等の個人情報は、事業等を実施する際の雇用管理のために利用します。
- 3 個人情報の保護に関する方針
  - ① 法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱います。
  - ② 苦情処理に適切に取り組みます。
  - ③ 個人情報の利用目的は可能な限り限定し、利用目的がより明確になるように示します。
  - ④ 個人情報の取扱いを外部に委託する場合には、委託する事務の内容を公表し、委託処理の透明化を進めます。
  - ⑤ 本人からの求めにより保有する個人データを開示する場合には、個人情報の取得元及び取得方法を可能な限り明示します。
  - ⑥ 本人からの求めがあった場合には、保有する個人データの利用停止に応じます。
- 4 共同利用に関する事項  
本土地改良区の個人データは、次のとおり共同利用を行います。
  - ① 共同して利用する個人データの項目  
氏名、住所、土地所有状況等の組合員名簿、土地原簿等の個人情報データベース等に記載されている事項
  - ② 共同で利用する者の範囲  
関東農政局、静岡県、管内関係市及び農業委員会、静岡県土地改良事業団体連合会、農地中間管理機構、管内農業協同組合
  - ③ 利用する者の利用目的  
県営畑地帯総合整備事業、農地中間管理事業、畑地用水施設の維持管理、その他の地域農業の振興のため。
  - ④ 個人情報の管理等共同利用者の中で第一次的に責任を有する者の名称  
牧之原畑地総合整備土地改良区 個人情報保護管理者 事務局長
- 5 保有個人データに関する本人からの次に掲げる求めを行う場合の手続き及び手数料
  - ① 保有個人データに関する求めの種類
    - ア 利用目的の通知の求め
    - イ 開示の請求
    - ウ 内容の訂正、追加又は削除の請求
    - エ 利用の停止又は消去の請求
    - オ 第三者提供の停止の請求
  - ② 保有個人データの開示等を求める場合の手続き  
開示等の請求を行う旨及び求めの内容を記載した書面を本土地改良区理事長へ提出してください。
  - ③ 手数料  
個人情報保護規程第21条の規定によります。  
ただし、これによりがたい場合は実費を徴収するものとします。
- 6 委託及び委託先の監督に関する事項  
本土地改良区は、2の利用目的のため、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託することがあります。委託者は適切な者を選定し、個人データの取扱い、秘密保持、再委託、契約終了時の個人データの返却について委託契約を締結し、委託先を監督するとともに、契約の内容が遵守されているかの確認を行います。
- 7 個人情報の取り扱いに関する苦情の申出先  
牧之原畑地総合整備土地改良区 総務課 (担当 総務課長)